

平成23年11月10日

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成23年10月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）に該当する事象の平成23年10月分として下記のとおり連絡があった。

本事象については、立入調査を実施し、発生状況や対策について北陸電力から聴取している。

記

志賀原子力発電所2号機非常用ディーゼル発電機B号機燃料制限装置
の不具合について

定期検査中の志賀原子力発電所2号機の非常用ディーゼル発電機B号機の定例試験において、定格出力での運転状態に異常はなかったが、始動から定格電圧に達するまでの時間が13秒以内であるべきところ、若干の遅れ（1.7秒）が認められた。

調査をしたところ、シリンダに燃料を送る量を調整する装置内のピンが緩み、燃料の供給量が抑えられたことが原因であり、北陸電力は、対策としてピン全面に緩み止めを塗布した。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP

<http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

原子力安全対策室

県庁内線 4232

直 通 076(225)1465